

経営継続補助金 (農林水産省) (二次募集)



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 農業者 (個人・法人)

※常時従業員が20人以下

※1次募集で採択された者は2次募集には応募不可

※支援機関(裏面)の支援を受けることが必要です。

○募集期間 : 令和2年10月19日～令和2年11月19日

※支援機関が書類の確認や修正のために上記受付締切前に、受付の期限を設ける場合がありますので、早めにご相談ください

○補助上限額

・単独申請 **150万円**

・グループ(共同)申請

150万円×参画する農業者の数 上限**1,500万円**

< 補助の対象となる経費 > (単独申請の例)

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和3年2月末まで)に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機会等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



果実等自動選別機



発情発見装置

「支援機関」が農業者等の申請や事業の実施をサポートします。
まずは電話でお問い合わせください。

申請相談窓口 (支援機関) (平日: 9時~17時)

JA組合員の方

- 各農業協同組合 (各農業協同組合にお問い合わせください)

JA組合員以外の方

- 山梨県農業経営相談所 (各農務事務所)
 - 中北農務事務所 農業農村支援課 0551-23-3292
 - 峡南農務事務所 農業農村支援課 055-240-4116
- 山梨県農政部担い手・農地対策課 055-223-1621

経営継続補助金についてのお問い合わせは上記支援機関へお願いします。
家畜の病気等についてのお問い合わせは家畜保健衛生所へお願いします。
山梨県西部家畜保健衛生所

電話: 0551-22-0771 FAX: 0551-22-6728